

問い合わせ先
 県土マネジメント部建設産業課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

令和5年度 第3回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和6年2月2日(金) 修徳ビル 中会議室	
委員	委員長 仁木 恒夫 熊谷 礼子 藤平 眞紀子 清水 陽子	
審議対象期間	令和5年8月1日 ~ 令和5年11月30日	
抽出案件	5 件	(備考)
一般競争入札	5 件	○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、談合情報等について説明
指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	以下参照	
審議の結果	抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当であるとする。	
	質 問	回 答
案件1 主要地方道奈良生駒線 舗装工事(臨時単独舗装補修事業)		
○本件は一括審査の2件目であり1件目の落札候補者となった1者の入札が無効になったとのことであるが、2つの案件の順番はどのように決まるのか。	●予定価格が高い順番である。開札もその順番で行っている。	
○1者の失格理由は書類の不備であるが、これはよくあることであるのか。	●この規模の工事において書類不備は珍しいが、数百万円規模の小規模工事であれば、月に1~2件は発生している。	
○施工後の写真を見ると、施工前の舗装と仕上がり状態が違うが、以前のタイプの舗装で何か問題があったのか。	●以前の施工のタイプである砂利舗装は、砂利が取れることについて多くの苦情があったため、今回施工する舗装のタイプを変更した。	
○予定価格が高くなった理由は、施工面積が広いためであるか、それとも、特別な要素があったためであるか。	●施工面積が広いため、予定価格が高くなった。	
○提出書類(内訳書)に記載間違いがあった場合、補正を認めることはないのか。	●提出書類(内訳書)については、全ての項目が正しく記載されているかや計算が合っているかを確認している。その中で、文字の変換ミスであれば失格としないこともある。今回については、重要な点(工種)が1つ抜けていたため、失格とした。	

<p>○「一括審査方式」は、総合評価落札方式において入札手続の負担軽減と期間短縮を図るための方式とあるが、具体的に説明してほしい。</p>	<p>●今回は2つの案件を一括で発注しているが、複数の工事案件について、業者からは1つの技術提案を出していただき、複数の工事に同じ加算点を採用することにより、業者・審査側双方の負担を軽減することができる。</p>
<p>○総合評価落札方式における技術評価点の「加算点」の満点はどのように決められているのか。</p>	<p>●技術評価に係る項目が多いほど加算点数を高くしているため、価格の高い案件ほど加算点数が高くなる。最も高い加算点の満点は標準型で54点で、最も低い加算点の満点は7点である。</p>

案件2 鍛冶屋谷 山腹補修工事(事業間連携事業(砂防))

<p>○入札価格の差と技術評価点の差の重み付けをどう考えるのかという問題があるが、総合評価落札方式における評価方法は導入時から見直されてないのか。また、現行の評価方法の妥当性については、どのように考えているのか。</p>	<p>●技術評価点については、基礎点が100点であるため、基礎点に引っ張られる傾向にあり、1点あたり「工事金額の1割程度」の換算になる。 総合評価落札方式は、奈良県では平成19年から試行しているが、基礎点の100点については当初より見直しを行っていない。技術評価項目については毎年度見直しを行っており、来年度に向けても見直しを行う予定としている。なお、評価項目の見直しにあたっては、業界団体の意見も聴き、現行の評価方法が及ぼしている影響等を考慮しながら行っている。</p>
<p>○辞退者が多い印象を受けるが、どのような理由が考えられるか。</p>	<p>●平成23年の紀伊半島豪雨災害で大きく崩れた山の斜面を補修する工事であるが、施工箇所は重機や車が簡単に乗り入れられるところではなく、資材の運搬や人の移動に苦慮するという「特殊性」がある現場である。このような背景から、一旦は参加申込を行ったものの、実際には応札しづらかったのではないかと推測している。 また、今回は辞退が5割程度であるが、そのこと自体は珍しいものではない。総合評価落札方式における参加申込は申込書を提出するのみであるため、一旦参加申込をしておいた上で、配置技術者等について社内で整理し、改めて技術提案書の提出を検討する業者も多い。技術提案書を提出したが入札に参加しなかった業者については、先ほど説明した本件工事の「特殊性」によるものと考えられる。</p>
<p>○「技術提案書を提出したが入札をしない」というのは、技術提案書を作成している中で難しい案件と考えたからであるか。</p>	<p>●他にも、「配置予定技術者について専任が要件となっていたため、技術者の確保が難しかった」といった理由もあったのではないかと推測される。 また、発注者は技術提案書の提出を受けて提案内容の適否の通知を行うため、その結果を見たかっただけというのもあると推測される。業者は技術提案について勉強しているため、その一環で技術提案書を提出することがあると思われる。</p>

案件3 第二浄化センター汚水ポンプ流量計等更新工事(防災・安全交付金事業)

<p>○本工事は設備系工事の更新であるが、当初に設備を設置した業者と今回落札した業者は同じであるか。</p>	<p>●異なる業者である。</p>
--	-------------------

<p>○老朽化した設備は定期的に入れ替えていくものとするが、更新はどのような周期で行うものであるのか。</p>	<p>●更新頻度は機器の耐用年数による。県の下水道事業においては、国が定める標準耐用年数とは別に機器の種類ごとに「目標耐用年数」を定めており、目標耐用年数を超過し、かつ、状態の悪いものを順次交換している。今回の設備は、5か年の「ストックマネジメント計画」の中で「更新が必要」と判定されたもの。</p>
<p>○「業者数が少ない」との説明であったが、参加可能業者は49者あり、少ないとは言いきれないと考えるがどうか。</p>	<p>●「入札参加業者数49者」は全国における数であり、このうち、県内に本店があるのは1者、営業所があるのは4者である。今回の落札業者は本店が東京都、営業所が兵庫県であり、実際のところ、奈良県を中心に営業している業者は多くない。入札参加が可能な全国の49者のうち、今回の入札に参加できる業者数がどれほどいたかと考えると、「業者数は少ない」と言える。</p>
<p>○今回の更新工事で180箇所中6箇所を変えたとのことであるが、今後残りの174箇所も更新するのか。その場合、かなりの費用がかかると考えるがどうか。また、更新計画はあるのか。</p>	<p>●更新をしなければ機器が動かなくなってしまうため、5か年の「ストックマネジメント計画」を策定して管理しているが、人口の減少により汚水処理をコンパクトな機器に変更できる可能性もあることから、180箇所すべてについての更新を見据えているわけではない。</p>
<p>○流量計等は更新するということであるが、当該機器はオーダーメイドで作られているのか。</p>	<p>●施工業者が購入したもので、今回も6台とも購入品である。</p>
<p>○購入品ということであるが、それでも設置できる業者の数が限られるのか。</p>	<p>●入札に参加可能な業者は全国で49者あるが、流量計等が購入品であっても、今回応札があったのは1者のみであった。</p>
<p>○次に流量計等を設置する場合、今回の機器とは独立して設置できるものなのか。</p>	<p>●流量計や水位計については、計測の仕組み・方法、価格帯、下水処理に適するかを設計の段階で検討し、発注時に機器の形式を指定するが、製品自体は受注者が選択する。発注者としては、都度最適な機器を選択して発注することになる。</p>
<p>案件4 奈良南高等学校(大淀学舎)避難所施設衛生設備整備工事</p>	
<p>○「当該業者については、高等学校内のトイレ洋式化工事等の実績があり、工事のノウハウを有することで、予定価格を下回る価格での落札ができたと考えられる」との説明であったが、前回の工事实績である奈良南高等学校吉野学舎の入札状況を教えてください。</p>	<p>●吉野学舎の工事の入札状況については、手元に資料を持ち合わせていない。</p>
<p>○低い価格で施工できること自体悪いことではないが、「安かろう悪かろう」になってしまうのは問題がある。「トイレ洋式化工事等の経験や実績があったから低い価格で施工が可能であった」という点について、もう少し詳しく説明いただきたい。</p>	<p>●落札率が低くなる理由としては、最低制限価格を設けていないことがあげられる。最低制限価格を設定する主な目的は品質の確保と認識しているが、工事の性質上品質に幅が生じるものではないと考えている。また、価格の妥当性についても、他の応札者と大幅に差があるものではなく、他の応札者も予定価格を下回る価格で応札していることから、競争原理が働いた結果であるとしてとらえている。</p>

<p>○設定した予定価格が高かったということはないか。</p>	<p>●結果として予定価格と落札金額に乖離はあったが、当課では落札前に予定価格の妥当性を判断するための技術的な材料を持ち合わせていない。なお、予定価格は複数見積を徴収して設定した価格である。</p>
<p>○「自社施工であるため低い金額で落札できた」とのことであるが、自社施工か否かでどれほどの差が生じるのか。 また、「自社施工かどうか」を予定価格に反映することはできないのか。</p>	<p>●自社施工ができるということは、様々な技術を持ち合わせており、当該工事が得意な業者であったといえる。自社施工の方が効率的にできるものかと思うが、予定価格の段階で考慮することは難しく、また、自社施工ができる業者を基準に予定価格を設定することは、予定価格が不当に低くなる要因であり、不得手な業者の参入機会を減らすことにつながるため、今のところ考えていない。</p>
<p>案件5 西和警察署高圧受電設備等改修工事</p>	
<p>○今回失格となった業者がいるとのことであるが、電気設備工事についても失格が発生することがあるのか。</p>	<p>●警察本部発注の電気設備工事において失格が出るのは初めてであった。なお、他種別の工事についても同様の様式を添付するよう規定しているため、今回の電気設備工事が特殊であるため起きたというわけではない。</p>
<p>○落札率が100%であり、強気な応札であるとの印象を受けるが、「工事の特殊性」などの理由があるのか。</p>	<p>●入札金額が高いことについては、資材価格の高騰も要因ではないかと推測している。</p>
<p>○警察関連の工事については、機密情報が多いといった事情があるからなのか、同じ業者が多いとの印象を受けるが、今回の落札業者は、今までに警察関係の電気設備工事を請け負ったことがあるのか。</p>	<p>●今回の落札者は、以前にも警察の工事を落札されたことがある業者である。通常の入札制度で応札され、落札されているものと考えている。</p>
<p>○ケーブル不足や資材価格の高騰、他の工事の影響等で不調不落が発生していると考えられるが、予定価格を算出する際に、資材の実勢価格を反映することは検討されているか。</p>	<p>●土木資材等の価格については、毎月市場調査の結果を反映させている。しかし、見積等については、徴収した時点以降の資材等価格の変動に対応できていないものもある。</p>